

「(仮称) 薮川地区風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、岩手県盛岡市、岩手郡葛巻町及び下閉伊郡岩泉町の行政界周辺において、最大で出力230,000kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月22日閣議決定)では、「2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについて、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」こととしている。そのため、風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

一方、本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある複数の住居が存在している。

また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されており、想定区域及びその周辺は、ノスリ等の猛禽類、ガン類及びハクチョウ類の主要な渡り経路となっている可能性がある。

さらに、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回及び第3回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定された「早坂高原のシラカンバ林」及び「薮川カシワ林」が存在するほか、同調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたチシマザサブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群集等の植生、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林、「山地災害危険地区調査要領」（平成28年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）、「国有林野における緑の回廊の設定について」

（平成12年3月林野庁長官通知）に基づき設定された「北上高地緑の回廊」、「生物多様性保全上重要な里地里山」（平成27年12月環境省）に選定された「早坂高原」等が存在する。

加えて、想定区域の一部は、岩手県の県立自然公園条例（昭和33年条例第53号）に基づく外山早坂高原県立自然公園の特別地域に指定されており、主要な眺望点である、「早坂高原」等が存在する。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地調査を含む必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このた

め、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することができないようすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居が複数存在し、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）に加え、専門家等からの助言及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 地形に対する影響

想定区域及びその周辺には、「日本の典型地形」（国土地理院）において「典型かつ希少、貴重な地形」とされている「隆起準平原（早坂高原）」が含まれており、地形改変による重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、地形に関する適切な調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置の手法及び効果について調査及び検証し、それらの結果を踏まえ、重要な地形への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居が複数存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、複数の住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋及び取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定された砂防指定地、「山地災害危険地区調査要領」に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区）等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故や移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ノスリ等の猛禽類、ガン類及びハクチョウ類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(7) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回及び第3回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定された「早坂高原のシラカンバ林」及び「鞍川カシワ林」が存在するほか、同調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたチシマザサーブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群集等の植生、森林法に基づき指定された保安林、「国有林野における緑の回廊の設定について」に基づき設定された「北上高地緑の回廊」、「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されている「早坂高原」等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生及び半自然草原等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高

い植生及び半自然草原等の改変を回避又は極力低減するとともに、里地里山の保全活動の取組を実施する団体等の関係機関に事業内容について丁寧に説明すること。

(8) 景観に対する影響

想定区域の一部は、岩手県の県立自然公園条例に基づく外山早坂高原県立自然公園の特別地域に指定されており、当該県立自然公園の主要な眺望点である「早坂高原」等が存在することから、本事業の実施により、これらの眺望景観に対する影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性や利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該県立自然公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

(9) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域の一部は、岩手県の県立自然公園条例に基づく外山早坂高原県立自然公園に指定されており、当該県立自然公園には「岩洞湖」等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在することから、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観変化等による当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況等を把握した上で、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。